

早めにチェック

教育等のための経済的支援

保育所（園）・認定こども園の保育料

こども施設課

☎027-220-5705

保育所（園）・認定こども園を利用している子どもの世帯が、母子または父子世帯、障害者扶養世帯に該当する場合には、保育料及び副食費が変更になることがあります。

◆保育料及び副食費の軽減の要件

- ① 市町村民税の所得割額が一定額以下の世帯で、母子または父子世帯
- ② 市町村民税の所得割額が一定額以下の世帯で、障害者扶養世帯
- ③ 婚姻歴のないひとり親世帯
- ④ 第3子以後の児童

◆手続き

①、②、③に該当する場合はこども施設課まで相談してください。④に該当する場合は「第3子以後の保育料等無料化申請書」の提出が必要となります。なお、その年度の保育料は、年度内に申請がない場合は変更できませんので、ご注意ください。

教
育

幼稚園入園料・保育料等

こども施設課

☎027-220-5705

幼児教育・保育の無償化の事業として、幼稚園教育を利用する園児保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料及び、その他利用に関する費用の一部が無償化されます。

◆対象施設

新制度未移行幼稚園・国立大学附属幼稚園

◆対象費用

① 入園料・保育料

満3歳（3歳になった日）から、月額25,700円（国立大学附属幼稚園は8,700円）を上限として無償化されます。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

② 副食費

年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、全世帯の第3子以後の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が月額4,500円を上限として無償化されます。

③ 預かり保育等

「保育の必要性の認定」を受けた方が対象です。幼稚園の利用料に加え、月額11,300円を上限として無償化されます。幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、十分な水準でない場合に限り、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も同様に無償化されます。

◆手続き

対象費用を無償化するためには、幼稚園を通して市に申請が必要となります。利用される幼稚園からの案内をご確認ください。

預かり保育事業

こども施設課

☎027-220-5705

幼児教育・保育の無償化の事業として、認定こども園を幼稚園として利用しているまたは、給付型幼稚園を利用している子どものうち「保育の必要性の認定」を受けた方は、利用した預かり保育の利用料について無償化の対象となります。ただし、無償化の対象とするためには請求が必要です。

◆対象者

- ① 認定こども園を幼稚園として利用している子ども
- ② 給付型幼稚園を利用している子ども

※①・②のいずれも「保育の必要性の認定」が必要です。なお、2歳クラスの方は、住民税非課税世帯の子どもが対象です。

◆対象費用

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円（2歳クラスの方は、16,300円）までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

◆手続き

「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。利用される施設もしくはこども施設課に保育の必要性を証明する書類とともに申請書を提出してください。

認可外保育施設等

こども施設課

☎027-220-5706

幼児教育・保育の無償化の事業として、認可保育施設に在籍せず、対象施設を利用している子どものうち「保育の必要性の認定」を受けた方は利用料の一部が無償化の対象となります。ただし、無償化の対象とするためには請求が必要です。

◆対象者

- ① 認可保育施設に在籍していない、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども
- ② 認可保育施設に在籍していない、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子ども

※①・②のいずれも「保育の必要性の認定」が必要です。

◆対象施設

- ・都道府県等に届出をした認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

◆無償化となる利用料の上限

- ① 3歳児から5歳児クラスまでの子ども 月額37,000円
- ② 0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子ども 月額42,000円

◆手続き

「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。利用される施設もしくはこども施設課に保育の必要性を証明する書類とともに申請書を提出してください。

就学援助制度

学務管理課

☎027-898-5812

◆就学援助制度について

就学援助制度は、経済的な理由でお子さまに義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学校生活で必要な費用の一部を市町村が援助する制度です。援助を希望される保護者の申請に基づいて、ご家族の状況、学校長等の意見を判断して、前橋市教育委員会が認定します。なお、必ずしも申請された方全員が援助を受けられるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

◆援助の内容（次の経費の全額または一部。項目や金額は令和4年度のものであり確定ではありません）

支給するもの	小学校	中学校	備考
学用品費	11,630円	22,730円	学期ごと分割
新入学児童生徒学用品費（1年生）	51,060円	60,000円	※1
通学用品費（1年生以外）	2,270円	2,270円	※2
給食費	実費	実費	※3
修学旅行費（参加した児童生徒）	22,690円	60,910円	※4
校外活動費	校外で行われる学校行事に参加するために必要な交通費及び見学科 ※5		

- ※1 入学前支給の申請で認定された場合または4月1日付で認定された場合に支給します。
- ※2 4月1日付けで認定された場合のみ支給します。
- ※3 認定後、給食費は引き落としされません。
- ※4 支給上限額。実績額が上限額を下回った場合は、実績額を支給します。
- ※5 支給上限額があります。



◆援助を受けることができる方

前橋市内に在住し、国公立の小中学校及び中等教育学校の前期課程に通学する児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方（他市町村に住所があり、前橋市内の小中学校に通学している場合は、別途お問い合わせください）。

- ア 児童扶養手当を全額支給されている方。一部停止額のある場合は、ウでの申請となります。
- イ 生活保護が一時停止や廃止になって、現在何も保護を受けていない方。
- ウ 前年分の世帯全員の所得が、前橋市教育委員会が定める基準額を下回り援助を必要とする方。

<参考>

世帯人数	家族構成（例）	所得基準参考額
2人	父または母、小学生	約179万円
3人	父、母、小学生	約236万円
4人	父、母、小学生、未就学児	約272万円
5人	父、母、中学生、小学生、未就学児	約337万円

※表中の所得基準額は目安であり、家族の年齢や住まいの状況等により変わります。

◆申請に必要な書類

- ・就学援助費受給申請書兼承諾書・委任状（各学校にて配布。市HPからダウンロードも可能）
なお、次に該当する方は、関係書類を添付してください。
- ・令和5年1月2日以降に転入してきた場合
市民税・県民税（所得・課税）証明書（転入前の自治体が発行）

◆申請先

援助を希望する場合は、通学先の学校へ申請してください。

◆その他

- 1 申請書の不備や添付書類の不足があると、審査が保留になります。その場合は、学校からの連絡に従ってください。
- 2 就学援助の申請は随時受付けています。認定基準に該当し援助を希望する場合はその時点で通学先の学校に申し出てください。
- 3 前橋市外の学校へ転校した場合や、認定の根拠となった事由が消滅した場合は、その時

点で就学援助費の支給を打ち切ります。

- 4 申請は毎年度必要です。前年度も認定を受けていて、翌年度も就学援助を希望される人は上記のと通りの申請が必要です。

保護者変更

前橋市立の小中学校に在籍しているお子様がいる方は、保護者変更が必要になる場合があります。保護者は原則として親権者及び未成年後見人になります。

小学校又は中学校入学時点での世帯主が、ご本人以外の保護者だった場合、電子申請又は前橋市役所10階学務管理課で保護者の変更を申請してください。

保護者の変更されない場合、教育委員会や学校からの通知の保護者名が変更前のままになる可能性があります。

なお、登録されている保護者が不明な場合、学務管理課（027-898-5812）までお問い合わせください。

電子申請はこちら⇒



高等学校等就学支援金

平成22年4月からスタートした公立高校授業料無償制度及び私立高等学校就学支援金制度は、平成26年度入学の生徒から制度が見直されました（所得制限等）。

経済的な理由で進学や就学を断念することがないように「高等学校等就学支援金」制度の利用要件をご確認ください。

◆高等学校等就学支援金とは

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、生徒へ、授業料や受講料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

これは学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料や受講料に充てられます。生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。

なお、授業料や受講料と就学支援金と差額がある場合、差額分は自己負担となります。また、償還払いとなる学校もあります。

◆対象校（国立・公立・私立）

- ・高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（群馬県は私立のみ該当）
- ・高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程
- ・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、准看護師、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師の国家資格者養成課程の指定を受けたもの
- ・文部科学大臣に指定された外国人学校

◆対象者

保護者の課税標準額（課税所得額）× 6% - 市町村民税の調整控除額で計算される算定基準額が30万4,200円未満の世帯の生徒。（令和5年4月現在）

※早生まれの生徒の場合で、扶養控除の適用が同学年の生徒より1年遅くなる場合は課税標準額から33万円を減じて算定します。

◆支給額（年額）

全日制：11万8,800円、定時制：3万2,400円

単位制（1単位あたり）：1,740円、通信制（1単位あたり）：336円

※私立等、算定基準額によって、支給額が異なる場合があります。

◆ご相談・お申し込み窓口

利用を希望する場合は、通学先の学校へ相談してください。



教
育

高等学校等奨学のための給付金

高等学校等における授業料以外の教育費負担を軽減するため、一定の要件を満たす世帯の保護者等に対し、「奨学のための給付金」を給付（返済不要）します。

◆対象者

基準日（7月1日）に在籍する高校生等の保護者等で、以下の要件を全て満たす者。

- 1 保護者等が群馬県内に住所を有すること
- 2 生活保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯（家計急変による非課税相当世帯を含む）であること
- 3 高校生等が就学支援金の支給を受ける資格を有すること又は学び直しへの支援事業対象者であること

※高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費等（見学旅行費又は特別育成費）の支弁対象となっている場合は、本給付金の給付対象とはなりません。

※基準日（7月1日）現在、高校生等が休学している場合は、本給付金の給付対象とはなりません。

◆給付金額

(令和5年4月現在)

世帯区分		国公立	私立
生活保護（生業扶助）受給世帯 【全日制、定時制、通信制】		32,300円	52,600円
道府県民税所得割及び 市町村民税所得割非課税世帯 （家計急変による非課税相当 世帯を含む※1） 【全日制、定時制】	第1子	117,100円	137,600円
	第2子以降※2,3	143,700円	152,000円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 （家計急変による非課税相当世帯を含む※1） 【通信制】		50,500円	52,100円

※1 家計急変による非課税相当世帯の給付額は、7月1日までに家計が急変した場合の額です。家計急変の発生日により額が異なります。

※2 2人以上高校生等がいる世帯は、1人目の高校生等は、「第1子」、2人目以降の高校生等は「第2子以降」の給付額となります。ただし、通信制の高校生等がいる場合、全日制・定時制の高校生等は「第2子以降」の給付額となります。

※3 本給付金の給付を受けていない15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の全日制・定時制の高校生等は、「第2子以降」の給付額となります。

教
育

◆ご相談・お申し込み窓口

利用を希望する場合は、通学先の学校へ相談してください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

こども支援課

☎027-220-5701

母子父子寡婦福祉資金は、母子・父子・寡婦家庭の経済的自立と、その扶養する児童（子）の福祉の増進を図るため、原則、無利子又は低利で各資金をお貸しするものです。

◆貸付対象者

市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父、児童、寡婦、寡婦の子、母子・父子福祉団体など。

※申請時に60歳未満の方で、類似の貸付金を他から借受けていない方

※過去に借受けた借入金（他制度を含む）の償還等について滞納している場合や市税等に滞納のある方は、対象外となります。

◆保証人

貸付に当たっては、原則として連帯保証人が必要となります。（市内に居住し、貸付申請時に60歳未満の方で、返済能力を有し、申請者と生計が別であり、申請者の配偶者となったことのない方）

◆主な貸付金の種類

資金の種類	貸付限度額	利率
修学資金 (一般分の一例)	公立高校自宅通学の場合 月 27,000 円 私立大学自宅外通学の場合 月 146,000 円	無利子
技能習得資金	月 68,000 円	無利子
修業資金	月 68,000 円	無利子
就職支度資金	100,000 円	無利子
就学支度資金 (一例)	公立高校自宅通学の場合 150,000 円 私立大学自宅外通学の場合 590,000 円	無利子

※他に事業開始資金、事業継続資金、医療介護資金等があります。

※その他、資金ごとに貸付要件があります。

※すべての資金において、申請時には原則として連帯保証人が必要です。

※貸付の際には、必ず事前相談が必要です。貸付申請から貸付決定(又は不承認)まで相談・審査にかかる期間が2か月程度必要となります。お早めにご相談ください。

◆償還（返済）方法

原則として、指定口座からの振替による月賦方式での返済となります。

納入期日から遅れた場合、延滞金元利金額につき年3%の違約金が発生します。

◆相談・申請窓口

前橋市保健センター内、こども支援課です。

市役所本庁舎や各支所では行なっていないので、ご注意ください。

高校・大学等進学のための経済的支援

◆前橋市奨学資金

経済的な理由で高等学校等に就学が困難な方に奨学金を貸与する制度です。

対象 前橋市内に在住している方

貸与月額 国・公立……月額 12,000 円

私立 ……月額 18,000 円

募集について 予約奨学生（中学3年生）……毎年12月頃に中学校を通じて募集
普通奨学生（在学高校生）……毎年4月頃に高等学校等を通じて募集

問い合わせ先 前橋市教育委員会 学務管理課
☎027-898-5815

◆群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金

学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生に、奨学金を無利子で貸与する制度です。

問い合わせ先 群馬県教育文化事業団 奨学金課
☎027-243-0411

◆群馬県高等学校定時制課程修学奨励金

勤労青少年の高等学校の定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するために奨学金を貸与する制度です。

問い合わせ先 群馬県教育委員会事務局 高校教育課
☎027-226-4642

◆母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）

ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するために貸付する制度です。（30ページをご覧ください）

◆群馬県生活福祉資金（教育支援資金）

低所得者世帯の方々が経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにするため、高校等の入学・修学に必要な資金を貸付する制度です。

問い合わせ先 前橋市社会福祉協議会（まえばし生活自立相談センター(前橋市役所社会福祉課内)）
☎027-898-6892

◆群馬県勤労者教育資金

勤労者又はその子弟が高校・大学等に進学・就学する際に必要とする資金を、中央労働金庫を通じて融資する制度です。

問い合わせ先 群馬県労働政策課
☎027-226-3402

◆群馬県失業者緊急教育資金

失業者等の子弟が高校・大学等に進学・就学する際に必要とする資金を、中央労働金庫を通じて融資する制度です。

問い合わせ先 群馬県労働政策課

☎027-226-3402

◆国の教育ローン（教育一般貸付）

日本政策金融公庫が取り扱う、学校納付金（入学金・授業料・施設設備費など）、受験にかかった費用（受験料・受験時の交通費・宿泊費など）、在学のための住居にかかる費用（アパート・マンションの敷金・家賃など）、教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、修学旅行費用、学生の国民年金保険料などを貸付する制度です。

問い合わせ先

教育ローンコールセンター

☎0570-008656（ナビダイヤル）

その他、「日本学生支援機構」、「あしなが育英会奨学金」「交通遺児育英会奨学金」など、大学、高校進学に係る奨学金制度を実施している団体があります。詳しくは、実施団体における各種奨学金窓口にご相談ください。

JR通勤定期券の割引

こども支援課

☎027-220-5701

児童扶養手当の支給を受けている世帯を対象に、JR東日本の通勤定期乗車券を3割引で購入することができる特定者資格証明書を発行します。

◆対象者

児童扶養手当の支給を受けている方、またはその方と同一世帯員の方で、通勤のために定期券を必要とする方が対象となります。（通学定期は対象外です）

◆申請に必要な書類

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 写真（最近6か月以内に撮影した正面上半身、縦4cm×横3cmのもの）

※申請の際は事前にお問い合わせください。